

2008年6月18日

石綿救済法の改正と今後のとりくみについて

働くもののいのちと健康を守る全国センター第3回理事会

自民、公明両与党と、民主党はそれぞれ衆院と参院に提出していた石綿健康被害救済法改正案について一本化することで合意し3党共同の改正案がまとめられ、6月11日参議院本会議で全会一致で成立した。

全国センターは「すべてのアスベスト被害者を救済するために石綿の救済に関する法律の改正を求める請願」署名運動を積極的に進め、不十分とはいえ改正案が成立した。以下、改正の評価と今後の課題について明らかにする。

1. 「改正」の内容

医療費・療養手当の支給対象期間の拡大

これまで「申請日から」しか支給されなかった医療費・療養手当が「療養開始日から」を支給される。ただし遡及は認定申請から3年前までである。医療費等（医療費＋療養手当＋葬祭料）が特別遺族弔慰金等（特別遺族弔慰金＋特別葬祭料。計約300万円）に満たない場合は、差額を救済給付調整金として支給される。

制度発足後における未申請死亡者の扱い

これまで法施行日（2006年3月27日）以後に認定申請することなく死亡した患者、たとえば死亡後解剖等により石綿による疾患と判明した場合、何も救済措置はなかった。このようなケースにも、請求可能期間が死亡から5年とされ、未申請死亡者にも特別遺族弔慰金等（約300万円）を支給されることとなった。

制度発足前死亡者の特別遺族弔慰金等の請求期限

また法施行前になくなった被害者の遺族に給付される特別遺族弔慰金の請求期限は法施行後3年とされていたが、6年（2012年3月26日）まで延長される。

特別遺族給付金関係

労災補償の遺族補償が時効で適用されない被害者遺族に給付される特別遺族給付金について、法施行前に時効が成立していた場合は請求期限は法施行後3年（2009年3月27日）とされていたが、6年（2012年3月26日）まで延長される。

また法施行後新たに発生した時効（法施行日の5年前の日から法施行日の前日までに死亡）についても、特別遺族給付金を給付することになった。

これ以外に、「事業所の調査等」として救済に必要な情報を十分かつ速やかに提供するため、石綿を使用していた事業所の調査、その結果の公表、石綿による健康被害の救済に関する制度の周知及びそれらの実施に当たっての関係行政機関の連携に関する規定を新設する。「施行期日」は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する、ことが与党、民主党で合意されている。

2. 全国センターの要求

全国センターは、「すべてのアスベスト被害者を救済するために石綿の救済に関する法律の改正を求める請願」署名にとりくんだが、請願内容は以下の通りである。

請願趣旨

石綿の健康被害の救済に関する法律（以下石綿救済法）ができて2年近く経過しました。しかし「隙間なく救済する」とした政府の約束とは裏腹に、多くの被害者が救済されないまま放置されています。石綿救済法は施行後5年で見直すこととなっていますが、それを待たず、国と石綿関連大企業の責任を明らかにし、以下の内容で直ちに法改正を行われるよう請願します。

請願項目

1. 石綿救済法施行前に地域ばく露で亡くなった被害者・遺族の救済は、法施行後3年で終わりにしないこと。
2. 石綿救済法施行後に地域ばく露で亡くなった被災者・遺族について、生前に医療費療養手当の認定申請をしていなくても救済措置をとること。
3. 地域ばく露による石綿肺など中皮腫、肺がん以外のアスベスト疾患についても石綿救済法で救済すること。
4. 石綿救済法施行前に亡くなり労災補償の時効になった被害者・遺族の救済は法施行後3年で終わりにしないこと。また石綿救済法施行後に労災補償の時効になった被害者・遺族についても救済措置をとること。
5. 石綿救済法の救済内容、給付金額を労災補償なみにすること。
6. 医学的にきびしすぎる認定基準を緩和し、救済範囲を広げること。肺がんに関しては、少なくとも労災の認定基準と同じにすること。
7. 石綿救済法の拠出金は石綿関連大企業の拠出を大幅に増やすこと。

請願内容から見ると1、2、4の項目が実現したことになる。このことは、私たちの要求の正当性を示すと同時に、9万近くの署名を集め国会行動を展開してきた私たちのたたかひの成果である。この署名は民主党、社民党、共産党などの議員が紹介議員となり、請願された。請願署名は第169国会では民主、共産、社民の野党が採択に賛成、自民、公明の与党の保留で採択されなかったが、私たちの要求が野党に支持されたことは大きな成果である。

しかし3の指定疾病が中皮腫、肺がんだけという問題、5の給付水準の問題、6の医学的にきびしすぎる認定基準の問題などは未解決であり、さらなるたたかひが必要である。

救済給付(主として地域ばく露)で救済された被害者・遺族は、療養者で中皮腫1,186人、肺がん292人、施行前死亡者遺族で中皮腫1,840人、肺がん94人(4月30日現在)である。これは肺がんは「胸膜プラーク」と「石綿肺」の両方がないと認定されないことによる。当面、労災認定基準のようにどちらかがあれば認定すべきである。ま

た労災では認められている石綿肺などが、救済給付で認められていない。これも救済の門を狭くしている。

隙間なくすべての被害者が救済されるためには、7の石綿関連大企業の抛出を大幅に増やすことを含め7つの請願項目すべてを実現することが必要である。

3. 全国センターの国会行動について

全国センターは、民主党や与党の石綿に関する法案の一部を改正する法案が国会へ提出される動きがある中で急遽、衆参環境委員を中心に、請願署名の紹介議員になることをお願いし「すべてのアスベスト被害者を救済するために石綿の健康被害の救済に関する法律の改正を求める要請」をした。

5月8日には、衆議院、参議院の環境委員を中心に14名の議員に要請行動を行った。この行動では、岡崎トミ子（民主）、市田忠義（共産）の3人が請願署名の紹介議員になることを承諾した。引き続き5月21日に国会行動を行い20名を超える議員を訪問した。この行動では中村てつじ（民主）、川田良平（無所属）、重野安正（社民）らの議員が紹介議員となり、日本共産党はすべての議員が紹介議員となった。

民主党や与党の改正案が、法施行から3年間とされた申請期限の延長が主な改正内容となっていたが、全国センターの要請行動では、申請期限の延長などとともに「中皮腫や肺がんに限定している対象疾病の拡大」、「救済給付金額や認定基準を労災なみすべき」などの抜本改正を求めた。これらに対し理解を示す議員もかなりおり、議員本人と相談して返事するとの秘書もかなりいた。

今国会に請願できたのは、53,537筆であったが、その後も署名が寄せられ9万近くとなっている。署名集約数が多かったのは東京土建、京建労、福建労、国労などであった。

4. 次々明らかになるアスベスト健康被害

環境省が行った07年度石綿健康リスク調査（アスベストを使用していた建材メーカーなどの工場があった横浜市、岐阜県羽島市、奈良県、大阪府、兵庫県尼崎市、佐賀県鳥栖市の6地域で実施）では、アスベストを扱う工場周辺住民のうち、工場で働いた経験がないなど明確なばく露歴のない約800人について、約18%にあたる144人に、アスベストを吸った人に特有の「胸膜プラーク」の所見が確認されたことがわかっている。

また環境省の調査では、石綿健康被害救済法の認定を受けた被害者（2049人）の45%は過去に石綿（アスベスト）を取り扱った職歴がないことが判明した。その中には教員も61人含まれており、回答者の84%は被害の多い石綿健康リスク調査の対象地域に住んだ経験がなく、被害の広がりが明らかとなっている。

首都圏の建設労働者が5月に国と製造メーカーの責任を問い裁判闘争に立ち上がったが、胸膜肥厚などの所見が多数の建設労働者に見られ、健康被害はさらに広がっていきと見られている。

今後、さらに被害が顕在化していくが、労災を含めた補償・救済制度の完備、健康管理制度の確立、建設物解体時に於ける飛散防止措置など新たな被害を予防する措置の拡充などが求められている。

5. 今後のとりくみ

請願項目の実現

7つの請願項目のうち残された項目を実現するために、引き続き奮闘する。とりわけ3と6は政令事項であり、環境省など政府への働きかけが重要である。当面、環境省交渉を計画する。

「すべてのアスベスト被害者を救済するために石綿の救済に関する法律の改正を求める請願」署名は一定の請願内容が実現したので終わりとし、国会への働きかけを検討していく。

労災補償、健康管理、予防措置の拡充などのたたかい

今回の署名運動は石綿救済法に限ったが、労災補償に問題がないわけではない。さらに健康管理手帳の改善、地域ばく露者の健康管理制度の確立、被害の予防措置の確立・拡充など政策的な課題も検討し運動化していく。

被害者掘り起こしと健康管理手帳の発行。

上記のように、アスベスト健康被害の実相が今後さらに顕在化してくる。健康に不安を持つ人や被害者のための相談活動をさらに積極的に行い、健康管理、補償・救済に結びつけていく必要がある。厚労省は3月末に「石綿ばく露作業による労災認定等事業所一覧表」を2,167事業所を公表し、さらに6月に追加分として160事業所を公表した。これの活用も必要である。

遅れている全国センター版の健康管理手帳を早期に発行する。

全国各地のたたかひの交流のためのアスベスト交流集会の開催

5月に首都圏建設アスベスト訴訟がはじまり、大阪・泉南、尼崎、香川などで裁判闘争が展開され、造船、国鉄など各分野でのとりくみも前進している。また全日本民医連では肺がんの胸部レントゲン、CT写真の再読影など補償・救済に結びつけるとりくみが進められ、調査・研究なども取り組まれている。

これらの闘いを交流するため、9月13日(土)午後1時～5時30分、「アスベスト交流集会」を開催する。